

証券コード 6724

平成18年5月26日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

セイコーエプソン株式会社

取締役社長 花 岡 清 二

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁のご案内に従って、次の日時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面による行使：平成18年6月22日（木曜日）到着分まで

インターネットによる行使：平成18年6月22日（木曜日）午後5時まで

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル エグゼクティブタワー5階
メインバンケットホール
- 会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第64期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第64期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社（株主名簿管理人）にご通知ください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.epson.jp/IR/>）において周知させていただきます。
 - ◎当社は、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議決権行使についてのご案内

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年6月22日（木曜日）までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権行使】

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

- ◎パソコン Windows機種、Macintosh機種
携帯電話、PDA、ゲーム機には対応しておりません。
- ◎ブラウザ Microsoft Internet Explorer5.5以上、
Netscape Communicator4.7以上
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

*Microsoft、Windowsは、Microsoft Corporationの米国および、またはその他の国における登録商標または商標です。

*Macintoshは、Apple Computer, Inc. の商標です。

*Netscapeは米国およびその他の国におけるNetscape Communications Corporation社の登録商標です。
Netscape Communicatorもまた、Netscape Communications Corporation社の商標であり、一部の国では登録商標となっている場合があります。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768524 （フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00 土日祝日を除く）
- (2) 上記（1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324 （フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く）

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

I. 営業の概況

1. 企業集団の営業の経過および成果

(1) 企業集団の全般的概況

当期における経済環境を顧みますと、原油価格の上昇など、懸念事項がありました。主に中国や米国において景気が拡大したことにより、世界の景気は着実に回復しました。また、日本経済は、企業収益の改善にともない設備投資や個人消費も増加の傾向がみられるなど、景気は緩やかに回復しました。

エプソングループ（以下「エプソン」という。）の主要市場におきましては、インクジェットプリンタ市場は、日本、米国およびアジアでは堅調に推移した一方で、欧州は停滞しました。また商品の動向は、前年度に引き続きマルチファンクションプリンタへのシフトが進行しました。レーザープリンタ市場は低価格帯のカラー機が拡大、モノクロ機も堅調に推移しました。

プロジェクター市場は、ビジネス向けは従来の会議用に加えて教育分野用の需要が拡大、またホームシアター向けの需要も拡大しました。

携帯電話向け電子デバイス市場は堅調に推移しました。これは、欧州・北米・中国などでカラーディスプレイ搭載機やカメラ搭載機への買い替え需要があったことと、中南米・インド・ロシア・アフリカなどの新興市場において活発な新規需要が続いたことによるものです。

なお、情報関連機器事業セグメントと電子デバイス事業セグメントにおける商品は、全般的に競合激化や低価格品への需要シフトなどにより、恒常的な価格低下が起きています。

精密機器市場では、ウォッチや眼鏡レンズは、市場全体が拡大しないなか、競合の激化や低価格帯へのシフトが起きています。FA機器ではICハンドラがPC、携帯電話、デジタル家電向けなど堅調な半導体の需要に牽引されました。

このような厳しい市場環境および業績の悪化を踏まえ、業績の回復と再成長に向けた新中期経営計画・創造と挑戦1000を策定いたしました。なお、当該中期経営計画に基づいた電子デバイス事業を中心とする固定費構造改革の一環として、事業構造再編費用を455億32百万円計上いたしました。また、平成17年10月1日より当社水晶デバイス事業と東洋通信機株式会社の統合会社であるエプソントヨコム株式会社が営業を開始いたしました。

商品戦略面においては、インクジェットプリンタにおいて「カラリオ ミー E-200」（海外では「PictureMate Deluxe Viewer Edition」）を発売しました。年末商戦にかけては、逆光や色かぶりなどの人物撮影を自動補正し、好ましい色でプリントできる新画像処理技術「オートフォトファイン！EX」などの新機能を搭載した商品を発売し、「Epson Color」を市場に訴求しました。また、前年度と同じくマルチファンクションプリンタのラインナップを充実させました。ホームプロジェクターにおいては、簡単さと手軽さを追求し、DVDプレーヤーとスピーカーを一体にした「dreamio」（EMP-TWD1）を発売しました。その他、大型液晶プロジェクションTV「LIVINGSTATION」では、フルハイビジョンに対応したGシリーズを2モデル発売しました。

当期の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ113.31円および137.86円と前期に比べ、米ドルでは5%の円安で、ユーロでは2%の円安で推移しました。

以上の結果、当期の連結売上高は1兆5,495億68百万円（前期比4.7%増）、連結営業利益は257億57百万円（同71.7%減）、連結経常利益は279億86百万円（同67.2%減）、連結当期純損失は179億16百万円（前期は556億88百万円の当期純利益）となりました。

[企業集団の事業の種類別セグメント情報]

(単位 百万円)

科 目	平成16年度	平成17年度	増 減	
	金 額	金 額	金 額	増 減 率
情報関連機器事業				
外部顧客に対する売上高	942,400	973,689	31,288	3.3%
セグメント間売上高	3,628	2,752	△875	△24.1%
売 上 高 計	946,028	976,442	30,413	3.2%
営 業 利 益	61,555	45,020	△16,535	△26.9%
電子デバイス事業				
外部顧客に対する売上高	454,616	489,459	34,842	7.7%
セグメント間売上高	27,994	37,507	9,512	34.0%
売 上 高 計	482,611	526,966	44,355	9.2%
営 業 利 益	38,553	△9,759	△48,312	—
精密機器事業				
外部顧客に対する売上高	76,826	81,463	4,637	6.0%
セグメント間売上高	4,316	4,314	△1	△ 0.0%
売 上 高 計	81,142	85,778	4,635	5.7%
営 業 利 益	2,436	2,351	△85	△ 3.5%
その他の事業				
外部顧客に対する売上高	5,905	4,954	△951	△16.1%
セグメント間売上高	28,603	28,022	△581	△ 2.0%
売 上 高 計	34,509	32,977	△1,532	△ 4.4%
営 業 利 益	△13,004	△12,779	224	—
消去又は全社				
売 上 高 計	(64,542)	(72,597)	△8,054	—
営 業 利 益	1,426	924	△501	△35.2%
連結				
売 上 高 計	1,479,749	1,549,568	69,818	4.7%
営 業 利 益	90,967	25,757	△65,209	△71.7%

(2) 企業集団の事業セグメント別の概況

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

情報関連機器事業

情報画像事業におきましては、インクジェットプリンタ（消耗品を含む。以下、各種プリンタにおいて同じ。）は、価格低下とシングルファンクションプリンタの数量減少の影響を受けたものの、マルチファンクションプリンタの数量増加と円安効果がありました。ドットマトリクスプリンタとターミナルモジュールは、それぞれ数量増加となりました。レーザープリンタは、価格低下進行の一方で、数量増加となりました。これらの結果、情報画像事業全体では若干の増収となりました。

映像機器事業におきましては、液晶プロジェクターは、価格低下による影響はあったものの、ビジネス向けの数量が増加となりました。これらの結果、映像機器事業全体では大幅な増収となりました。

情報関連機器事業セグメントの営業利益につきましては、ドットマトリクスプリンタ、レーザープリンタおよび液晶プロジェクターなどが増収にともない増益となりましたが、インクジェットプリンタにおける価格低下の影響などによってセグメント全体では減益となりました。

以上の結果、当期の情報関連機器事業セグメントの連結売上高は9,764億42百万円（前期比3.2%増）、連結営業利益は450億20百万円（同26.9%減）となりました。

電子デバイス事業

ディスプレイ事業におきましては、携帯電話向けカラーSTN液晶ディスプレイとMD-TFD液晶ディスプレイは、競争激化にともなう価格低下があり、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルは、価格低下に加えて需要減少にともなう数量減少がありました。一方で、アモルファスシリコンTFT液晶ディスプレイと低温ポリシリコンTFT液晶ディスプレイはそれぞれ大幅な数量増加となり、ディスプレイ事業全体としては増収となりました。

半導体事業におきましては、システムLSIとLCDドライバが競争激化にともなう数量減少と価格低下がありました。これらの結果、半導体事業全体では大幅な減収となりました。

水晶デバイス事業におきましては、全般的な価格低下がありましたが、東洋通信機株式会社との事業統合にともない大幅な増収となりました。

電子デバイス事業セグメントの営業利益につきましては、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルが減収となったことに加え、千歳事業所の稼働にともない費用増となったことや、携帯電話向けカラーSTN液晶ディスプレイ、システムLSIおよびLCDドライバもそれぞれ減収となったことなどにより減益となりました。

以上の結果、当期の電子デバイス事業セグメントの連結売上高は5,269億66百万円（前期比9.2%増）、連結営業損失は97億59百万円（前期は385億53百万円の営業利益）となりました。

精密機器事業

精密機器事業セグメントにおきましては、堅調な半導体市場の影響によるICハンドラの需要増加と眼鏡レンズの数量増加などがありました。以上の結果、精密機器事業セグメント全体では増収となりました。

精密機器事業セグメントの営業利益につきましては、それぞれの増収効果があったものの、光学デバイス増産のための投資にともなう費用増の影響などにより減益となりました。

以上の結果、当期の精密機器事業セグメントの連結売上高は857億78百万円（前期比5.7%増）、連結営業利益は23億51百万円（同3.5%減）となりました。

2. 企業集団の対処すべき課題

エプソンは、イメージングソリューションを提供するリーディングカンパニーとしての事業基盤を十二分に活かし、将来にわたって着実に成長していくための指針として、平成15年に中長期基本構想（SE07）を策定いたしました。

当該中長期基本構想では、“Digital Image Innovation”をスローガンに掲げ、i1（imaging on paper：プリンタ）、i2（imaging on screen：プロジェクター）、i3（imaging on glass：ディスプレイ）という成長性の高い事業ドメイン（3i）に経営資源を集中し、完成品事業と電子デバイス事業が連携を図りつつ各事業領域を拡大すると同時に、これらの3つの「i」分野が連携・融合しながら新しい市場や事業を創出していくことを目指しております。

現在でも当該中長期基本構想で目指す方向性に大きな変化はありませんが、一方で、エプソンを取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し非常に厳しい状況にあります。これに対して、エプソンにおきましてはその変化に対応できるまでのコスト作りこみ力と短期間での投資回収力が不足しており、そのためにエプソンが持つ強みを活かしきれずに事業環境の変化への対応力も不十分でありました。

このような状況を踏まえて、エプソンでは、業績の回復と再成長に向けて新たに中期経営計画・創造と挑戦1000を平成18年3月に策定いたしました。平成18年度を初年度とする今回の中期経営計画は、経営の枠組みを変革し、経営の革新を推進することを目指したものであり、平成18年度からの確実な業績回復を実現するとともに、平成20年度に向けての利益成長を目指すものであります。

エプソンとしましては、以下の中期グループ経営方針に基づき個別の施策・戦略を展開し、今回の中期経営計画を確実に達成してまいる所存であります。

<中期グループ経営方針>

1. 事業・商品ポートフォリオの明確化と強化

No.1 商品群の維持・強化を図るとともに、次に続く成長ドライバーの創出に向け、研究開発力、技術開発力、商品開発力の一層の強化を図ります。

2. デバイス事業構造改革の推進

収益力の早期回復を目的に、固定費構造改革とオペレーション体制の抜本的再編と強化を推進します。

3. コスト効率の徹底強化

すべての業務とオペレーションを「コスト」を中心軸に組み立て直し、あらゆるコストの効率化を愚直に推進します。

4. ガバナンス体系の変革

創造と挑戦1000を確実に実行するとともに経営の透明性を高めることを目的に、「経営・監督」と「業務執行」の責任を明確化し、執行のスピードアップ、意思決定の迅速化および全体活力の向上を図ります。

5. 企業風土改革と全員による推進

エプソンの原点である「創造と挑戦」「S&A (Start Together and Achieve Together)」「One EPSON」の精神に全員で立ち戻り、収益力の抜本的強化と次に続く成長を全員で推進します。

3. 業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の概要

(1) 業務執行体制

- ① 当社では、職務権限規程および業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築しております。特に関係会社管理規程においては、親会社の事前承認または報告を義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、親会社の取締役会付議事項とすることで、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制としております。

② 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うものとしております。

- ・ 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
- ・ リスク管理の対応状況
- ・ 重要な業務執行の状況

(2) 職務の執行に関する情報の保存および管理

当社では、職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行うものとし、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧することができるものいたします。

(3) 遵法経営

- ① 当社では、遵法経営の基本事項を定める遵法経営基本規程を制定し、組織体制等を定めております。また、「信頼経営」実践の拠り所として、「企業行動原則」およびこれに基づく「社員行動規範」を定めております。
- ② 遵法経営の総括責任者を社長とし、各担当役員（担当取締役および理事）がそれぞれ所管する連結事業または業務分野における遵法経営を総括する体制としております。
- ③ 遵法経営を推進する仕組みとして、社内相談・通報窓口「遵法ホットライン」、その他の各種相談窓口を設置するとともに、社員向けWeb研修など各種社内教育を実施しております。
- ④ 社長の下に遵法経営に関する事項を審議する会議体を設置しております。なお、同会議体には常勤監査役も出席しており、遵法活動の内容について監査役も確認できる体制となっております。
- ⑤ 社長は、定期的に取り締役に遵法経営に関する事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

(4) リスクマネジメント

- ① 当社では、リスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定めております。
- ② リスク管理の総括責任者を社長とし、各担当役員（担当取締役および理事）がそれぞれ所管する連結事業または業務分野におけるリスク管理を総括する体制としております。

- ③ 社長の下にリスク管理に関する事項を審議する会議体を設置しております。なお、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制としております。
- ④ 社長は、定期的に取り締役にリスク管理に関する事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

(5) 監査体制

- ① 当社では、監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断したときは、取締役および使用人からヒアリング等を実施することができます。
- ② 監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席できることとしており、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、監査役に対し重要決裁書類を定期的に回付することとしております。
- ③ 監査役室を設置、専属の使用人を配置し、監査業務を補助するものとしており、当該補助者の人事異動・人事評価等は、監査役会の意見を尊重するものとしております。
- ④ 監査役と内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行うことで、監査の実効性を高めるよう努めております。
- ⑤ 監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制となっております。

4. 企業集団の設備投資および資金調達状況

当期の設備投資につきましては、重点戦略分野へ経営資源を集中し、将来事業の育成と今後の成長に向けた設備投資を実施いたしました。また、キャッシュ・フロー改善のために投資の厳選と既存設備の効率活用を徹底して進めました。その結果、当期における設備投資総額（有形固定資産ならびに無形固定資産のうちソフトウェアおよび借地権）は1,125億74百万円となりました。これらの所要資金は、自己資金によって充当しております。

なお、生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

当期において、当社は資金調達手段の多様化を図るため、総額500億円の無担保社債を発行いたしました。

5. 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	1,322,452	1,413,243	1,479,749	1,549,568
経常利益	41,713	73,688	85,340	27,986
当期純利益(△損失)	12,509	38,030	55,688	△17,916
1株当たり当期純利益(△損失)	81円08銭	204円70銭	283円60銭	△91円24銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産額	1,197,628	1,207,053	1,298,211	1,325,799
純資産額	281,316	414,367	472,870	474,519
1株当たり純資産額	1,851円13銭	2,110円20銭	2,408円13銭	2,416円54銭

(2) 当社の営業成績および財産の状況の推移

区分	平成14年度 第61期	平成15年度 第62期	平成16年度 第63期	平成17年度 第64期(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	1,014,195	1,077,340	995,849	863,192
経常利益(△損失)	11,277	31,548	39,864	△20,112
当期純利益(△損失)	1,174	16,155	27,063	△59,248
1株当たり当期純利益(△損失)	6円44銭	86円96銭	137円82銭	△301円73銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産額	1,037,179	1,057,303	937,055	867,826
純資産額	230,659	356,209	379,580	321,311
1株当たり純資産額	1,517円56銭	1,814円03銭	1,933円04銭	1,636円31銭

Ⅱ. 企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

エプソンは、情報関連機器、電子デバイス、精密機器などの開発、製造、販売を主な事業としております。

エプソンの事業は、開発活動については先行研究開発や商品開発を主に当社で行い、生産活動および販売活動については事業部制のマネジメントのもと、当社および当社と一体となった国内外の製造・販売関係会社によって事業展開を行っております。

エプソンの事業の種類別セグメント毎の主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品等
情報関連機器事業	インクジェットプリンタ、レーザープリンタ、ドットマトリクスプリンタ、大判インクジェットプリンタおよびそれらの消耗品、カラーイメージスキャナ、ミニプリンタ、POSシステム関連製品、液晶プロジェクター、大型液晶プロジェクションTV、液晶モニター、ラベルライター、PC 等
電子デバイス事業	中・小型液晶ディスプレイ、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、CMOS LSI、水晶振動子、水晶発振器 等
精密機器事業	ウオッチ、ウオッチムーブメント、プラスチック眼鏡レンズ、水平多関節型ロボット、ICハンドラ 等
その他の事業	グループ内サービス業、胎内育成事業 等

2. 企業集団の主要拠点等

(1) 当社

本 社	(長野県)	本 店	(東京都)
広丘事業所	(長野県)	松本南事業所	(長野県)
島内事業所	(長野県)	諏訪南事業所	(長野県)
千歳事業所	(北海道)	富士見事業所	(長野県)
酒田事業所	(山形県)	日野事業所	(東京都)
塩尻事業所	(長野県)	松島事業所	(長野県)

(2) 主な連結子法人等

エプソン販売㈱	(東京都)	エプソンダイレクト㈱	(長野県)
三洋エプソンイメージングデバイス㈱	(東京都)	エプソントヨコム㈱	(神奈川県)
東北エプソン㈱	(山形県)	オリエン特時計㈱	(東京都)
U. S. Epson, Inc.	(アメリカ)	Epson America, Inc.	(アメリカ)
Epson Electronics America, Inc.	(アメリカ)	Epson Portland Inc.	(アメリカ)
Epson El Paso, Inc.	(アメリカ)	Epson Europe B. V.	(オランダ)
Epson (U. K.) Ltd.	(イギリス)	Epson Deutschland GmbH	(ドイツ)
Epson Europe Electronics GmbH	(ドイツ)	Epson France S. A.	(フランス)
Epson Italia s. p. a.	(イタリア)	Epson Iberica, S. A.	(スペイン)
Epson Telford Ltd.	(イギリス)	Epson (China) Co., Ltd.	(中国)
Epson Korea Co., Ltd.	(韓国)	Epson (Shanghai) Information Equipment Co., Ltd.	(中国)
Epson Hong Kong Ltd.	(中国)	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	(台湾)
Epson Singapore Pte. Ltd.	(シンガポール)	Epson Australia Pty. Ltd.	(オーストラリア)
Suzhou Epson Co., Ltd.	(中国)	Tianjin Epson Co., Ltd.	(中国)
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	(中国)	Sanyo Epson Imaging Devices (H. K.) Ltd.	(中国)
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	(シンガポール)	P. T. Indonesia Epson Industry	(インドネシア)
Epson Precision (Philippines), Inc.	(フィリピン)	Sanyo Epson Imaging Devices (Phils.) Inc.	(フィリピン)
Epson Toyocom Malaysia Sdn. Bhd.	(マレーシア)		

3. 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 607,458,368株
(2) 発行済株式の総数 196,364,592株
(3) 株主数 53,720人

4. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
青山企業株式会社	20,318,934	10.34	—	—
三光起業株式会社	14,288,550	7.27	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	12,401,918	6.31	—	—
服部靖夫	7,144,006	3.63	—	—
服部禮次郎	7,060,700	3.59	—	—
第一生命保険相互会社	6,240,000	3.17	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	6,214,800	3.16	—	—

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式 618株

取得価額の総額 1,933,363円

(2) 決算期末において保有する株式

普通株式 1,307株

6. 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
情報関連機器事業	46,417
電子デバイス事業	32,849
精密機器事業	6,639
その他の事業	2,208
全社 (共通)	2,588
合計	90,701

注1. 従業員数は、就業人員数であります。

注2. 全社 (共通) として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

7. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エプソン販売株式会社	百万円 4,000	% 100.0	情報関連機器の販売
三洋エプソンイメージングデバイス株式会社	百万円 18,000	55.0	電子デバイスの製造 および販売
エプソントヨコム株式会社	百万円 9,560	67.9	電子デバイスの製造 および販売
U. S. Epson, Inc.	千米ドル 111,941	100.0	米州地域統括会社
Epson Europe B. V.	千ユーロ 95,000	100.0	欧州地域統括会社
Epson (China) Co., Ltd.	百万中国元 1,030	100.0	中国地域統括会社
Epson America, Inc.	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	千米ドル 81,602	100.0	情報関連機器の製造 電子デバイスの製造 精密機器の製造
Suzhou Epson Co., Ltd.	百万中国元 1,250	100.0 (80.6)	電子デバイスの製造
Sanyo Epson Imaging Devices (H. K.) Ltd.	千米ドル 24,000	55.0 (55.0)	電子デバイスの製造
P. T. Indonesia Epson Industry	千米ドル 23,000	100.0	情報関連機器の製造

注. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。

(2) 企業結合の経過および成果

上記の重要な子法人等を含む連結子法人等は107社（前期比15社増、3社減）、持分法適用会社は10社（前期比8社減）であります。

企業結合の成果は「Ⅰ. 営業の概況 1. 企業集団の営業の経過および成果」に記載しております。

8. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
	百万円	株	%
株式会社みずほコーポレート銀行	142,200	6,130,100	3.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	64,500	3,220,000	1.63
株式会社八十二銀行	24,500	2,130,000	1.08

9. 取締役および監査役の状況

氏名	地位	担当または主な職業
草間三郎	取締役会長 (代表取締役)	
服部靖夫	取締役副会長	
花岡清二	取締役社長 (代表取締役)	
木村登志男	取締役副社長 (代表取締役)	
丹羽憲夫	取締役副社長 (代表取締役)	
両角正幸	専務取締役	
大月康正	常務取締役	
赤羽正雄	常務取締役	研究開発本部長
矢島虎雄	常務取締役	人事・総務本部長
久保田健二	常務取締役	経営管理室長
小松宏	常務取締役	経営戦略室長 兼 信頼経営推進室長
橋爪伸夫	取締役	環境本部長
平野精一	取締役	情報機器事業本部長
碓井稔	取締役	生産技術開発本部長
内田健治	取締役	
濱典幸	取締役	情報機器事業本部 副事業本部長 兼 機器事業戦略統括センター 統括センター長
安川英昭	取締役相談役	
大前昌義	常勤監査役	
木代俊彦	常勤監査役	
山本恵朗	監査役	財団法人松翁会 理事長
秋山富一	監査役	住友商事株式会社 名誉顧問
石川達紘	監査役	弁護士

注1. 監査役 山本恵朗氏、秋山富一氏および石川達紘氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

注2. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

異 動 年 月 日	氏 名	退 任 前 の 地 位
平成17年6月24日	加々美 健 雄	常 務 取 締 役
平成17年6月24日	上 脇 修	取 締 役

注3. 当期中における地位の異動は次のとおりであります。

異 動 年 月 日	氏 名	異 動 前	異 動 後
平成17年4月1日	草 間 三 郎	取 締 役 社 長 (代表取締役)	取 締 役 会 長 (代表取締役)
平成17年4月1日	花 岡 清 二	取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	取 締 役 社 長 (代表取締役)
平成17年4月1日	安 川 英 昭	取 締 役 会 長	取 締 役 相 談 役

注4. 平成18年4月1日付で次のとおり異動しております。

氏 名	異 動 前 の 担 当	異 動 後 の 担 当
矢 島 虎 雄	人事・総務本部長	—————
久保田 健 二	経営管理室長	経営管理本部長
小 松 宏	経営戦略室長 兼 信頼経 営推進室長	—————
橋 爪 伸 夫	環境本部長	—————
平 野 精 一	情報機器事業本部長	—————
内 田 健 治	—————	機器ソフトウェア統括セン ター 統括センター長

10. 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘 要
	支給 人員	当期 支給額	支給 人員	当期 支給額	支給 人員	当期 支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	名 19	百万円 747	名 5	百万円 116	名 24	百万円 863	
株主総会決議に基づく退職慰労金	2	68	—	—	2	68	
計	—	815	—	116	—	932	

注1. 平成13年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の報酬月額は70百万円以内とされております。

注2. 取締役の「定款又は株主総会決議に基づく報酬」には、平成17年6月24日の定時株主総会の決議による取締役賞与152百万円が含まれております。

注3. 平成13年6月26日の定時株主総会の決議により、監査役の報酬月額は12百万円以内とされております。

注4. 監査役の「定款又は株主総会決議に基づく報酬」には、平成17年6月24日の定時株主総会の決議による監査役賞与22百万円が含まれております。

注5. 期末現在の取締役は17名、監査役は5名であります。

11. 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が当社の会計監査人（中央青山監査法人）に支払うべき報酬等の額は次のとおりであります。

区 分	支 払 額
① 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	百万円 160
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	157
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	75

注. 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

12. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	795,995	流 動 負 債	507,964
現金及び預金	233,086	支払手形及び買掛金	128,605
受取手形及び売掛金	244,769	短期借入金	50,397
有価証券	41,983	一年以内に返済予定の長期借入金	113,731
たな卸資産	192,015	未払金	102,341
繰延税金資産	34,952	未払法人税等	12,274
その他	52,864	繰延税金負債	608
貸倒引当金	△3,676	賞与引当金	11,833
固 定 資 産	529,803	製品保証引当金	17,973
(有形固定資産)	(426,117)	訴訟関連費用引当金	6,190
建物及び構築物	450,071	その他	64,008
機械装置及び運搬具	568,293	固 定 負 債	311,610
工具、器具及び備品	208,944	社 債	52,700
土地	66,873	長期借入金	212,858
建設仮勘定	6,059	繰延税金負債	1,142
その他	140	退職給付引当金	31,397
減価償却累計額	△874,264	役員退職慰労引当金	2,095
(無形固定資産)	(24,287)	リサイクル費用引当金	554
(投資その他の資産)	(79,398)	訴訟関連費用引当金	2,349
投資有価証券	49,809	その他	8,512
長期貸付金	92	負 債 合 計	819,574
繰延税金資産	11,142	少 数 株 主 持 分	
その他	18,809	少数株主持分	31,704
貸倒引当金	△454	資 本 の 部	
資 産 合 計	1,325,799	資 本 金	53,204
		資本剰余金	79,500
		利益剰余金	327,324
		その他有価証券評価差額金	10,567
		為替換算調整勘定	3,927
		自 己 株 式	△4
		資 本 合 計	474,519
		負債、少数株主持分及び資本合計	1,325,799

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		1,549,568
売 上 原 価		1,194,780
売 上 総 利 益		354,787
販売費及び一般管理費		329,029
営 業 利 益		25,757
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,116	
受 取 配 当 金	634	
為 替 差 益	424	
受 取 賃 貸 料	1,469	
そ の 他	5,090	10,735
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,729	
そ の 他	1,776	8,506
経 常 利 益		27,986
特 別 利 益		
持 分 変 動 利 益	12,423	
そ の 他	1,661	14,085
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,021	
事 業 構 造 再 編 費 用	45,532	
減 損 損 失	1,951	
訴 訟 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	8,540	
そ の 他	4,074	62,119
税金等調整前当期純損失		20,047
法人税、住民税及び事業税	16,563	
法 人 税 等 調 整 額	△7,377	9,186
少 数 株 主 損 失		11,317
当 期 純 損 失		17,916

連結貸借対照表および連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満切り捨てで表示しております。

2. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結子法人等の数 107社

主要な連結子法人等の名称は「Ⅱ. 企業集団および会社の概況 2. 企業集団の主要拠点等」に記載しているため、省略しております。

連結子法人等の変動理由

増加15社

分社型吸収分割によるもの13社

エプソントヨコム(株)およびその子法人等12社

新規設立によるもの2社

Philippines Epson Property Holding Inc.

Epson Software Engineering (Phils.), Inc.

減少3社

合併によるもの2社

(株)エプソンソフト開発センター

(平成17年4月当社と合併)

エプソンオーエーサプライ(株)

(平成17年5月エプソン販売(株)と合併)

清算によるもの1社

Epson Industrial (Taiwan) Corporation

(2) 主要な非連結子法人等の名称等

(有)エプソンエステート

(非連結子法人等について連結の範囲から除外した理由)

非連結子法人等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(3) 持分法を適用した非連結子法人等の数 2社

持分法を適用した非連結子法人等の名称

(有)エプソンエステート

(有)エプソンスワン

持分法を適用した非連結子法人等の変動理由

減少 6 社

合併によるもの 6 社

(有)安曇野作業所

(有)神林作業所

(有)松本作業所

(有)松島作業所

(有)富里作業所

(有)芳川作業所

(上記 6 社は平成17年 4 月(株)エプソンロジスティクスと合併)

(4) 持分法を適用した関連会社の数 8 社

持分法を適用した関連会社の名称

野洲セミコンダクター(株)

(株)テクネッツ

(株)シティチャンネル

ナノパワーソリューション(株)

エプソンアヴァシス(株) ※

Time Module (Hong Kong) Ltd.

epService Co., Ltd.

Shanghai Epson Magnetics Co., Ltd.

(※平成17年 4 月エプソンコーワ(株)から社名変更)

持分法を適用した関連会社の変動理由

減少 2 社

合併による持分比率の減少によるもの 1 社

(株)イーコール

株式の売却によるもの 1 社

Primal Time (M) Sdn. Bhd.

(5) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社の名称等

林精器製造(株)ほか 1 社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

…当連結会計年度末日の市場価格等による時価法（評価差額は主として全部資本直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

② デリバティブ取引

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社および国内連結子法人等は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法）を採用し、在外連結子法人等は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び運搬具	2～11年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、主として支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社では、役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。なお、当該引当金は、商法施行規則第43条の規定に基づくものではありません。

④ 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

⑤ 訴訟関連費用引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金および訴訟費用について、当連結会計年度末において必要と認められた合理的な発生見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

当社および一部の国内連結子法人等では、従業員の退職給付にそなえ、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、上記以外の国内連結子法人等では、従業員の退職給付にそなえ、自己都合による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。

⑦ 役員退職慰労引当金

当社では、役員の退職慰労金の支給にそなえ、内規による期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は、商法施行規則第43条の規定に基づくものであります。

⑧ リサイクル費用引当金

販売した家庭系パーソナルコンピュータの将来の回収および再資源化にともなう支出にそなえ、当該発生見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産および負債は、当連結会計年度末日の為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定ならびに少数株主持分に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

当社および国内連結子法人等におけるリース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および通貨オプション取引…入出金外貨額
金利スワップ取引…借入金の変動金利および固定金利

③ ヘッジ方針

通貨関連については、ネットィング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために、金利関連については、金利の市場変動リスクを抑えるために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(7) 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(8) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間で均等償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

4. その他の注記

- | | |
|---|----------|
| (1) 保証債務額 | 2,919百万円 |
| (2) 事業構造再編費用
構造改革にともなう生産拠点の集約・統合およびラインの再編などに係る費用であります。 | |
| (3) 1株当たりの当期純損失 | 91円24銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月25日

セイコーエプソン株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 黒田 裕 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井出 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いセイコーエプソン株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役、内部監査部門、その他内部統制所管部門等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年4月28日

セイコーエプソン株式会社 監査役会

常勤監査役 大 前 昌 義 ⑩

常勤監査役 木 代 俊 彦 ⑩

監 査 役 山 本 惠 朗 ⑩

監 査 役 秋 山 富 一 ⑩

監 査 役 石 川 達 紘 ⑩

(注) 監査役山本惠朗、監査役秋山富一及び監査役石川達紘は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負債の部及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	378,515	流 動 負 債	314,836
現金及び預金	88,077	支払手形	4,742
受取手形	618	買掛金	87,131
売掛金	126,166	短期借入金	15,500
有価証券	31,985	一年以内に返済予定の長期借入金	85,200
製材品	10,099	未払金	60,553
原材料	13,826	未払費用	4,450
仕掛品	28,396	未払法人税等	1,531
貯蔵品	4,583	預り金	33,779
繰延税金資産	20,542	賞与引当金	5,895
短期貸付金	11,597	製品保証引当金	7,349
未収入金	27,243	訴訟関連費用引当金	6,190
信託受益権	8,854	その他の	2,513
その他の当金	6,653	固 定 負 債	231,678
貸倒引当金	△128	社債	50,000
固 定 資 産	489,310	長期借入金	165,000
(有形固定資産)	(259,409)	退職給付引当金	10,045
建物	120,070	役員退職慰労引当金	2,095
構築物	6,553	訴訟関連費用引当金	2,349
機械及び装置	64,036	その他の	2,187
車両運搬具	32	負 債 合 計	546,514
工具、器具及び備品	17,075	資 本 金	53,204
土地	49,848	資 本 剰 余 金	79,500
建設仮勘定	1,067	資本準備金	79,500
その他の	726	利 益 剰 余 金	179,010
(無形固定資産)	(15,913)	利益準備金	3,132
ソフトウェア	11,784	任意積立金	230,501
その他	4,129	特別償却準備金	3,930
(投資その他の資産)	(213,987)	別途積立金	226,570
投資有価証券	44,116	当期末処理損失	54,624
関係会社株式	133,527	その他有価証券評価差額金	9,601
関係会社社債	2,700	自 己 株 式	△4
長期前払費用	3,455	資 本 合 計	321,311
繰延税金資産	23,276	負 債 資 本 合 計	867,826
その他の	6,965		
貸倒引当金	△55		
資 産 合 計	867,826		

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		863,192
売 上 原 価		790,408
売 上 総 利 益		72,784
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		99,211
営 業 損 失		26,426
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,133	
そ の 他	6,277	15,411
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,411	
為 替 差 損	1,772	
そ の 他	2,913	9,097
経 常 損 失		20,112
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	496	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	62	
そ の 他	79	670
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,203	
減 損 損 失	1,472	
事 業 構 造 再 編 費 用	27,564	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	24,089	
訴 訟 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	8,540	
そ の 他	725	63,595
税 引 前 当 期 純 損 失		83,037
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△3,976	
過 年 度 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	940	
法 人 税 等 調 整 額	△20,752	△23,789
当 期 純 損 失		59,248
前 期 繰 越 利 益		7,034
中 間 配 当 額		3,141
合 併 受 入 未 処 分 利 益		694
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額		37
当 期 未 処 理 損 失		54,624

貸借対照表および損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満切り捨てで表示しております。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - ① 満期保有目的の債券
…償却原価法（定額法）
 - ② 子会社株式および関連会社株式
…移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券
時価のあるもの
…当期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
…主として移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
 - ① 製品・仕掛品
…総平均法による低価法
 - ② 原材料
…総平均法による低価法および総平均法による原価法
 - ③ 貯蔵品
…最終仕入原価法
 - (3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法
時価法
 - (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
…定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
機械及び装置	5～11年
 - ② 無形固定資産
…定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

(5) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。なお、当該引当金は、商法施行規則第43条の規定に基づくものであります。

④ 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

⑤ 訴訟関連費用引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金および訴訟費用について、当期末において必要と認められた合理的な発生見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえ、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理することとしております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給にそなえ、内規による期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は、商法施行規則第43条の規定に基づくものであります。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しております。

(7) リース取引の処理方法

リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（液晶パネル製造設備等）については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および通貨オプション取引
…入出金外貨額
金利スワップ取引
…借入金の変動金利

③ ヘッジ方針

通貨関連については、ネットティング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために、金利関連については金利の市場変動リスクを抑えるために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3. その他の注記

(1) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	116,705百万円
長期金銭債権	150百万円
短期金銭債務	96,627百万円
長期金銭債務	1,527百万円
(2) 関係会社との取引高	
売上高	694,353百万円
仕入高	357,482百万円
その他の営業取引	65,053百万円
営業取引以外の取引高	15,205百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	555,859百万円
(4) 固定資産の圧縮記帳控除額	1,853百万円
(5) 保証債務額	29,748百万円
(6) 商法施行規則第124条第3号に規定する資産の時価総額の超過額に係る増加純資産額	9,601百万円
(7) 事業構造再編費用	
構造改革にともなう生産拠点の集約・統合およびラインの再編などに係る費用であります。	
(8) 1株当たりの当期純損失	301円73銭

利益処分案

(単位 円)

摘 要	金 額
当期未処理損失	54,624,003,654
任意積立金取崩額	
特別償却準備金	1,010,745,886
別途積立金	65,000,000,000
合 計	11,386,742,232
これを次のとおり処分いたします。	
配 当 金 1株につき16円	3,141,812,560
任意積立金	
特別償却準備金	1,152,542,034
次期繰越利益	7,092,387,638
合 計	11,386,742,232

注1. 特別償却準備金は租税特別措置法上の準備金であり、取崩額および積立額は同法に基づく金額から繰延税金負債相当額を控除した金額であります。

注2. 平成17年10月26日の取締役会決議に基づき、3,141,818,544円（1株につき16円）の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 4月25日

セイコーエプソン株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 黒 田 裕 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 出 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、適法性及び内部統制の状況を重点監査項目として設定し、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む）を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- (6) 内部統制システムに関する取締役の職務遂行については、指摘すべき事項は認められません。

平成18年4月28日

セイコーエプソン株式会社		監査役会	
常勤監査役	大前昌義	Ⓧ	
常勤監査役	木代俊彦	Ⓧ	
監査役	山本惠朗	Ⓧ	
監査役	秋山富一	Ⓧ	
監査役	石川達紘	Ⓧ	

(注) 監査役山本惠朗、監査役秋山富一及び監査役石川達紘は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第64期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、前記添付書類（41頁）に記載のとおりであります。当社は、経営の効率性および収益性のさらなる改善によりキャッシュ・フローの向上に努め、安定した配当を継続することを基本としつつ、今後の事業戦略に応じた資金需要および業績や財務状況等を総合的に勘案して株主の皆様への利益還元を行う所存であります。

当期の配当につきましては、厳しい事業環境・業績にはありますが、株主の皆様のご期待にお応えするために、1株につき年32円とさせていただきますと存じます。

なお、平成17年12月に1株につき16円を中間配当金としてお支払済みでありますので、期末の配当金は1株につき16円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことにともない、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。
 - ① 変更案第10条（単元未満株式についての権利）：単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）：株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することを可能とするものであります。
 - ③ 変更案第24条（取締役会の決議の省略）：取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。

- ④ 変更案第27条（取締役の責任免除）・同第33条（監査役の責任免除）：社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。なお、変更案第27条第2項の規定新設に関しましては、監査役会において全員一致による同意を得ております。
- (3) 当社は、「中期経営計画・創造と挑戦1000」の推進体制として、業務執行役員制度を導入し、経営・監督責任と執行責任を明確化いたします。これにともない、取締役の員数を25名以内から10名以内に変更するとともに、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第17条（定員）および同第19条（任期）について所要の変更を行うものであります。
- (4) 「会社法」の施行にともない、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第4条（機関）および同第8条（株券の発行）を新設するものであります。
- (5) その他表現の整備を行い、「会社法」の施行にともない必要な用語等を変更するとともに、字句の修正、条項の移設および統廃合ならびに上記の規定新設にともなう条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>つぎの事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <p>1. ～ 12. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (12) (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、607,458,368株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行可能株式総数は、607,458,368株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」<u>という。)</u>に係わる株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか取締役会が定める「株式取扱規則」による。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、</u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p><u>(議長)</u></p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印して当会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (定員)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>25名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3. 取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を定める。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集および決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名誉会長、相談役、顧問)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (定員)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(名誉会長、相談役、顧問)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第426条第1項に規定する要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役</u>を定める。</p> <p>(監査役会の招集および決議方法)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、<u>会日より3日前に各監査役</u>に発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内</u>に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定</u>する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間を短縮</u>することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議によつて、監査役（監査役であった者を含む。）の<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第426条第1項に規定する要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し<u>支払う。</u></p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 剰余金の配当は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により毎年9月末日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5に定める金銭の分配をいう。以下同じ)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金および第33条に規定する中間配当金は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。なお、利益配当金および中間配当金には利息を付さない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第37条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員17名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社では、ガバナンス体系変革の一環として、業務執行役員制度を導入するとともに、取締役会での議論をより活発化させ、経営の健全なチェック機能を一層発揮できる体制とするため、取締役を7名減員することといたしました。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	草間 三郎 (昭和14年10月12日生)	昭和38年4月 当社入社 平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成9年4月 当社取締役副社長 平成13年4月 当社取締役社長 平成17年4月 当社取締役会長、現在に至る 他の法人等の代表状況 学校法人エスイー学園 理事長	28,100株
2	服部 靖夫 (昭和15年4月30日生)	昭和60年9月 当社取締役 昭和62年9月 当社取締役相談役 平成6年6月 当社取締役副社長 平成7年6月 当社取締役副会長、現在に至る 他の法人等の代表状況 サン企画株式会社 代表取締役 青山企業株式会社 代表取締役	7,144,006株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の 代 表 状 況	所有する当 社の株式数
3	花 岡 清 二 (昭和22年9月28日生)	昭和45年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成8年6月 当社取締役退任 平成8年7月 Epson America, Inc. 副社長 平成10年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成14年4月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長 平成17年4月 当社取締役社長、現在に至る	20,100株
4	丹 羽 憲 夫 (昭和21年11月10日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成10年6月 当社常務取締役 平成14年4月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長、現在に至る 他の法人等の代表状況 U. S. Epson, Inc. 社長 Epson America, Inc. 会長	20,500株
5	兩 角 正 幸 (昭和22年8月28日生)	昭和43年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成16年11月 当社専務取締役、現在に至る	19,100株
6	大 月 康 正 (昭和20年1月13日生)	昭和54年3月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役、現在に至る	8,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の 代 表 状 況	所有する当 社の株式数
7	赤羽正雄 (昭和23年10月3日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役、研究開発本部 長、現在に至る	16,400株
8	久保田健二 (昭和28年12月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 平成18年4月 当社常務取締役、経営管理本部 長、現在に至る	8,700株
9	小松宏 (昭和29年4月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成16年11月 当社常務取締役、現在に至る	6,600株
10	碓井稔 (昭和30年4月22日生)	昭和54年11月 信州精器株式会社(現当社)入 社 平成14年6月 当社取締役 平成17年11月 当社取締役、生産技術開発本部 長、現在に至る	8,200株

注1. 草間三郎氏は学校法人エスイー学園の理事長であり、当社は同学校法人との間に寄付等の取引があります。

注2. その他の候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される木村登志男氏、矢島虎雄氏、橋爪伸夫氏、平野精一氏、内田健治氏、濱典幸氏および安川英昭氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

支給基準といたしましては、歴任した役職位の各最終報酬月額に、各在任年数と所定の係数を乗じた金額の合計額を算出し、業績貢献度等によって調整いたします。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
木村登志男	平成4年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長、現在に至る
矢島虎雄	平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役、現在に至る
橋爪伸夫	平成7年6月 当社取締役、現在に至る
平野精一	平成14年6月 当社取締役、現在に至る
内田健治	平成15年6月 当社取締役、現在に至る
濱典幸	平成15年6月 当社取締役、現在に至る
安川英昭	昭和51年7月 当社取締役 昭和56年12月 当社常務取締役 昭和60年3月 当社専務取締役 昭和62年9月 当社取締役副社長 平成3年6月 当社取締役社長 平成13年4月 当社取締役会長 平成17年4月 当社取締役相談役、現在に至る

また、ガバナンス体系の変革を進める中、収益力の強化と、これによる企業価値の継続的増大を目的として、役員による目標達成に向けてのコミットメントを一層強め、また役員の報酬と株主価値との連動性も高めていく観点から、当社は役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止し、役員報酬の一部に株価連動型報酬（株式取得報酬）を導入いたします。

これにともない、第3号議案により重任予定の取締役10名および現任の監査役5名に対して、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を前述の支給基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしましたと存じます。

なお、支給の時期につきましては各取締役および各監査役の退任時とし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
草間三郎	平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成9年4月 当社取締役副社長 平成13年4月 当社取締役社長 平成17年4月 当社取締役会長、現在に至る
服部靖夫	昭和60年9月 当社取締役 昭和62年9月 当社取締役相談役 平成6年6月 当社取締役副社長 平成7年6月 当社取締役副会長、現在に至る
花岡清二	平成10年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成14年4月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長 平成17年4月 当社取締役社長、現在に至る
丹羽憲夫	平成9年6月 当社取締役 平成10年6月 当社常務取締役 平成14年4月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長、現在に至る

氏 名	略 歴
両 角 正 幸	平成10年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成16年11月 当社専務取締役、現在に至る
大 月 康 正	平成13年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役、現在に至る
赤 羽 正 雄	平成11年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役、現在に至る
久 保 田 健 二	平成13年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役、現在に至る
小 松 宏	平成12年6月 当社取締役 平成16年11月 当社常務取締役、現在に至る
碓 井 稔	平成14年6月 当社取締役、現在に至る
大 前 昌 義	平成15年6月 当社常勤監査役、現在に至る
木 代 俊 彦	平成16年6月 当社常勤監査役、現在に至る
山 本 惠 朗	平成14年6月 当社監査役、現在に至る
秋 山 富 一	平成16年6月 当社監査役、現在に至る
石 川 達 紘	平成16年6月 当社監査役、現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル エグゼクティブタワー5階 メインバンケットホール



最寄駅 JR線・京浜急行線品川駅（高輪口）より徒歩約2分

より詳細な交通のご案内は品川プリンスホテルホームページ掲載の“交通・地図”のページをご覧ください。

<http://www.princehotels.co.jp/shinagawa/index.html>